

辰野町建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査方式）入札心得

（趣旨）

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟慮し、承諾した上で入札しなければならない。

（入札保証金の納付）

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札候補者として決定された者が入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき、又は落札者として決定された者が契約を締結しなかったときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5以上に相当する金額を納付しなければならない。

（入札の方法）

第3条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を次のいずれかの方法により提出しなければならない。

- (1) 郵送（書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法による。）
 - (2) まちづくり政策課へ直接持参
- 2 前項の方法以外により提出された入札書等は受理しない。
- 3 入札書等は次に定める方法で提出するものとする。
- (1) 入札書等の提出は、外封筒及び中封筒の二重封筒としなければならない。
 - (2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事場所名及び入札者の商号又は名称等を記載しなければならない。
 - (3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び工事費内訳書を入れ、封筒の表面に開札日、入札書等提出期限、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、担当者名及び連絡先（電話番号・FAX番号）を記載しなければならない。
 - (4) 入札書等は入札公告で指定した提出期限までに到達しなければならない。（提出期限を過ぎて到達した入札書等は、いかなる理由があっても受理しない。）
 - (5) 1つの外封筒には2通以上の中封筒及び工事費内訳書を同封してはならない。
 - (6) 5つの中封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。
 - (7) 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書等投函日を記入しなければならない。ただし、入札書作成日及び入札書投函日以外の日を記入しても入札書は有効とする。
- 4 この入札は、工事の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を記載しなければならない。
- 5 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をおこなってはならない。

(工事費内訳書の提出)

第5条 工事費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札書の入札金額(以下「入札価格」という。)は原則として一致しなければならない。内訳書価格の値引きは、原則として認めないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、内訳書価格と入札価格の差が1万円未満の当該入札書は有効として扱うものとする。ただし、工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

3 前項の工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書(いわゆる「金抜設計書」)のうち工事費内訳書に単価及び金額を記載したものの

(2) 前項と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

4 一度提出された工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回することは出来ない。

(設計図書に対する質問、回答)

第6条 町長は、入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答を辰野町公式ホームページに掲載する。なお、質問者への直接回答は行わない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 町長は入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められる時は入札公告で示す入札手続等を取りやめることが出来る。

(開札)

第8条 開札は、入札公告に示す開札日に行い、必要に応じ入札者が立ち会うものとする。

2 町長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。

4 町長は、同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて順位を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

5 町長は、落札を保留するものとする。

6 町長は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)及び最低制限価格の制限の範囲内の価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした入札者(第14条に該当し無効となった者を除く。)について、入札公告2の入札参加資格要件の審査を行い、落札候補者について第5条により提出された工事費内訳書の審査、第9条により提出された書類の入札参加資格要件審査

を順番に行うものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第9条 落札候補者は、入札公告5の「入札参加資格要件審査書類について」に掲げる書類を持参提出しなければならない。

(落札者及び落札価格の決定)

第10条 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

2 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(契約保証)

第11条 落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書第4条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が50万円未満の工事については財務規則（昭和54年3月1日規則第4号）以下「規則」という。）第124条3項7号の規定により免除する。また、当初の契約金額が50万円以上500万円未満の工事において、規則第124条3項3号の規定に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

(入札書等の不受理)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しない。

- (1) 第3条第1項以外の方法で提出された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等
- (3) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等
- (4) 外封筒表記の開札日、工事名、工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (5) 外封筒表記の商号又は名称が記載されていない入札書等
- (6) 外封筒に開札日、工事名、工事箇所名、商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等
- (7) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (8) 入札公告2の一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項の①に掲げる要件をすべて満たしていない者が入札した入札書等

(入札書の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 中封筒がなく、外封筒に直接入っている入札書
- (2) 中封筒表記の開札日、工事名、工事場所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (3) 中封筒表記に商号又は名称が記載されていない入札書

- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
 - (5) 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
 - (6) 金額の記入のない入札書
 - (7) 金額を訂正した入札書
 - (8) 入札書の工事名、工事場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
 - (9) 入札書の工事名、工事場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
 - (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (11) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
 - (12) 入札公告「2一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項」の②以下の各項に掲げる要件をすべて満たしていない者が入札した入札書
- (入札書の無効(失格))

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。ただし、辰野町最低制限価格制度試行要綱に基づく最低制限価格が判明するまでは有効とし、入札経過書には「無効(失格)」と記載するものとする。

- (1) 工事費内訳書の工事名・工事場所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (2) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書。(ただし工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除く。)
- (4) 内容が未記入など不備のある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の工事の入札書
- (6) 入札公告に示す提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しない者の入札書
- (7) 入札公告に示す施行実績、配置予定技術者、又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書
- (8) 提出期限内に調査対象となったが、調査書類を提出しない者の入札書
- (9) 調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
- (10) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
- (11) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- (13) 辰野町建設工事に係る受注希望型競争入札(事後審査方式)試行要領(平成20年4月1日告示第6号)第13条に規定する最低制限価格を下回る入札価格を記載した入札書(契約の締結)

第15条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5000万円以上の工事については、仮契約とする。

2 前項ただし書の工事については、辰野町議会の議決を経た後に本契約を締結するものと

する。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者である場合は、その旨の届出書を町長に提出しなければならない。ただし、届出書がすでに提出しているため必要がないと町長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事の着手)

第16条 契約人は、契約締結後10日以内に、工事に着手しなければならない。

(技術者の配置)

第17条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

2 契約人は契約した工事に係る下請け代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で町長に報告しなければならない。